

## [事案 2024-200] 就業不能年金支払請求

・令和7年1月31日 裁定終了

### <事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、就業不能年金が支払われなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年7月下旬から8月上旬までの間、右膝関節大腿骨滑車部外傷性軟骨損傷等の傷病名で、右膝自家培養軟骨採取術のため入院し、その後、8月下旬から11月上旬までの間、右膝自家培養軟骨移植術等のため同病院に入院し、さらに11月同日から12月下旬までの間、術後のリハビリ等のため、別病院に入院した（本入院）ことから、平成25年5月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能年金を請求したところ、約款に定める入院に該当せず、就業不能年金の支払事由である継続121日以上入院の要件を満たさないとして、就業不能年金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1)本入院は、前回入院した病院が、長くて3か月までしか入院できないと言われたため転院したものであり、転院の際は、まだ自立した生活動作ができなかった。また、本入院の退院後も、自立生活を試みたが、痛みがあり思うような歩行や自立生活はできなかった。
- (2)病院の医師は、本入院について、「手術が特殊であり特定の病院で施行しており、術後のリハビリテーションも、負荷の設定や内容が決まっている。特殊な環境で行う必要がある、ADLでも膝の膨張や疼痛も見られ、日常生活において困難だった為入院の必要性を認めた」と診断している。

### <保険会社の主張>

本入院における入院治療は、外来で実施できる範疇の治療で収まるもの、外来通院で行うことが可能なものであり、医師の管理下において入院加療が行われる必要性はないと判断され、約款所定の入院には該当せず、就業不能年金の支払事由である入院日数の要件を満たさないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。